

愛媛県警察電子掲示板広告実施取扱契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、警察施設における広告実施の取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務）

第2条 乙は、警察施設内に電子掲示板を設置し広告を掲載するものとする。

2 設置場所は、_____内とする。

3 乙は、広告を希望する広告主を募集し、実施するものとし、甲は、これを承諾するものとする。

4 乙は、この契約書のほか、愛媛県広告事業実施要綱、関係要領等（以下「実施要綱等」という。）に定めるところに従い、前3項に規定する_____における広告を行わなければならない。

5 乙は、甲の指示に従い、正確かつ迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（広告料等）

第3条 乙が甲に支払う広告料、契約期間、広告実施期間等は、次のとおりとする。

（1）広告料

月額_____円（消費税及び地方消費税額_____円を含む。）

〔 広告料のほか、電子掲示板に係る電気代（計測器の設置代含む）及び行政財産使用料の負担が必要となる。 〕

（2）契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（3）広告実施期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（4）契約保証金

とする。

（広告料の納付方法）

第4条 乙は、広告料の納付について、前条（1）に定める金額を、甲の発行する納入通知書に記載する期日までに納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する広告料等を納付期限までに納入しないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満

の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(広告主の選定等)

第5条 乙は、広告掲載を希望する者から広告主を選定するとともに、広告内容を含めて掲載の可否について甲と協議しなければならない。

2 乙は、前項の協議において、別添「愛媛県警察電子掲示板広告に係る広告主確認資料」及び広告内容、その他甲の求めに応ずる書類等を提出し、広告主及び広告内容が実施要綱等に違反していないことを証明した上で、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けた後でなければ、広告を実施してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告内容等の修正などの指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務又は契約を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡、承継、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定に基づき、乙が業務の一部を第三者に委託するときは、乙は第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、乙の責任及び負担で準備するものとする。

(広告の実施及び撤去)

第10条 広告の実施及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容の変更等)

第11条 乙は、実施中の広告内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第5条の規定を準用する。この場合において「実施」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(協議による解除)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約、要綱等に違反したとき。

- (2) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (3) 契約を履行することが困難であるとき。
- (4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わなかつたとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できない。

(原状回復義務)

第 14 条 乙は、契約が終了したとき、又は前条の規定に基づき契約が解除となったときは、広告を実施した箇所を原状に回復しなければならない。

(報告義務)

第 15 条 乙は、業務の実施に関し、契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、広告の実施及び撤去の際、施設等をき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により復旧するものとする。

(広告料の返還)

第 16 条 徴収した広告料等は返還しないものとする。ただし、返還することが適當であると甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を附さないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第 18 条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(甲の責任)

第 19 条 甲は、広告内容等、実施された広告に関する一切の責任を負わないものとする。

(契約の費用等)

第 20 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 21 条 この契約を締結した後、広告の実施開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事 中村 時広

乙

別添

愛媛県警察電子掲示板広告に係る広告主確認資料

1. 広告主

広告主の概要	会社名	
	所在地	
	代表者氏名	
	設立年月	
	資本金	
	売上高	
	従業員数	
	主な事業内容	
	事業所	
掲載する広告の概要		
確認欄	1. 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 (はい いいえ) ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒)、JAS法などの関係法令 ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) ()	
	2. 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) ()	
	3. 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く)、法令に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。	
	4. 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)	

2. 広告内容

根拠	チェック項目	確認欄
【実施要綱】	<p>○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの (4) 政治性又は宗教性あるもの (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの (7) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの 	
【表示基準】	<p>○次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの (2) 責任の所在が不明確なもの (3) 内容が不明確なもの (4) 事実と異なる内容を含むもの (5) 虚偽又は誤解されるおそれがあるもの (6) 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む） (7) クーポン付き広告（県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る） (8) 美観風致を害するおそれがあるもの (9) 国内世論が大きく分かれているもの (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの (12) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの 	
【掲載要領】	<p>○電子掲示板に広告として表示することが適当でないものは掲載しない。</p> <p>○電子掲示板に流す広告は無声とする。</p>	

※広告内容等が県と直接関係がないことを明確にするために、広告内に「広告」の文言を表示するとともに、「広告内容は愛媛県とは関係ありません」とのテロップを流すこと。

上記のとおり広告主及び広告内容が愛媛県広告事業実施要綱、関係要領等に違反していないことを証明します。

令和 年 月 日

住所

氏名

(担当者氏名)

)